

事 務 連 絡  
平成 26 年 2 月 20 日

各都道府県消費生活協同組合主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課消費生活協同組合業務室

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）

標記について、別添のとおり、厚生労働省本省所管の消費生活協同組合（連合会）に対して事務連絡を発出したのでお知らせします。

なお、各都道府県所管の組合（連合会）に対する、消費税率の引き上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する周知・協力依頼についてよろしくお取り計らい願います。